

福岡県公報

平成27年12月11日
第3751号

目次

告示 (第977号 - 第978号)

○土地の収用又は使用の手続の開始	(用地課) ……………	1
○都市計画事業の認可	(公園街路課) ……………	2
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	2
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	3
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	4
○平成27年度ふぐ処理師試験の実施について	(保健衛生課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	6
公安委員会		
○福岡県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則	(警察本部総務課) ……………	7

告 示

福岡県告示第977号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のように収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成27年12月11日

福岡県知事 小川 洋

- 起業者の名称
独立行政法人水資源機構
- 事業の種類
一級河川筑後川水系小石原川ダム建設工事
- 起業地
 - 収用の部分
福岡県朝倉市江川字西荒鼻、字江川山、字東荒鼻、字甘ヶ瀬、字椎木ヶ堂、字琵琶ノ首、字椎場、字松平、字ホクソ木、字栗河内、字フジノ元、字市ヶ平、字広見、字走除、字初岳及び字アバラキ並びに佐田字木和田及び字口ノ原地内
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ及び字水浦地内
 - 使用の部分
福岡県朝倉市江川字椎木ヶ堂、字甘ヶ瀬、字琵琶ノ首、字松平、字椎場、字初岳及び字アバラキ並びに佐田字佐田山、字安谷、字彦道、字荒平、字節原及び字木和田地内
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字水浦地内
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字水浦地先国有林
- 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所
福岡県朝倉市役所
- 収用又は使用の手続が保留されている起業地
福岡県朝倉市江川字椎木ヶ堂、字甘ヶ瀬、字琵琶ノ首、字松平、字椎場、字ホクソ木、字栗河内、字フジノ元、字市ヶ平、字広見、字走除、字初岳及び字アバラキ並びに佐田字佐田山、字安谷、字彦道、字荒平、字節原、字木和田及び字口ノ原地内
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ及び字水浦地内
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字水浦地先国有林
- 手続を開始する土地

- (1) 収用の手続を開始する土地
福岡県朝倉市佐田字木和田及び字口ノ原地内
- (2) 使用の手続を開始する土地
福岡県朝倉市佐田字木和田地内

福岡県告示第978号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・3・183号 長尾橋本線
福岡都市計画道路事業 3・3・46号 西新早良線
- 3 事業施行期間
平成27年12月11日から平成39年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
福岡市城南区茶山一丁目、五丁目及び六丁目、七隈一丁目及び二丁目、飯倉一丁目並びに早良区飯倉二丁目、四丁目及び五丁目地内
 - (2) 使用の部分
福岡市城南区茶山五丁目及び六丁目並びに七隈一丁目及び二丁目地内

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第一工区）京都郡苅田町大字尾倉字辻原3901-4、3901-9から3901-32まで及び3909-2から3909-4まで、字岩原3950-2から3950-4まで、字丸山3951-1から3951-54まで、字山田4048-4から4048-10まで及び4049-4から4049-8まで並びに字佐谷ノ本4055-1から4055-45まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町大字南原1685番地7
株式会社万里不動産
代表取締役 藤川 敏

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成27年11月27日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 （仮称）ダイレックス宇美店
 - (2) 所在地 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4478番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
大和情報サービス株式会社	代表取締役 藤田 勝幸	東京都台東区上野七丁目14番4号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年7月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,702平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南西側	70
合 計	70

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南西側	20
合 計	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
荷さばき施設No.1 建物南東側	78
荷さばき施設No.2 建物北西側	40
合 計	118

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
廃棄物等保管施設No.1 建物内北西側	9.40
廃棄物等保管施設No.2 建物北西側	12.67
合 計	22.07

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物敷地南西側及び南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年11月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 レガネット東郷

(2) 所在地 宗像市田熊四丁目1141番9 外

3 大規模小売店舗の名称及び住所

変 更 前	変 更 後
(仮称)レガネット東郷 宗像市田熊字田辺田1141番1	レガネット東郷 宗像市田熊四丁目1141番9 外

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町原町五丁目224番1 から224番3 まで、225番1、225番4 及び225番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡粕屋町原町二丁目5番5号
株式会社ピー・アンド・ピー
代表取締役 青木 勝浩

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年12月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
免許台帳ファイリングシステムサーバ及びネットワーク機器賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年11月10日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

102,225,240円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年9月29日

公告

平成27年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成27年12月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの
- (2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 食品衛生学
- ウ ふぐに関する知識
- エ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
	午前9時00分～ 午前9時30分	受付	
	午前9時30分～ 午前9時40分	受験上の注意事項等 説明	

平成28年2月16日 (火曜日)	午前9時40分～ 午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識	小郡市大保1434-3 学校法人平岡学園
	午前11時00分～ 午後5時00分	ふぐの処理に関する 実技	

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、大牟田市については同市保健所生活衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「保健衛生課」という。）へ提出すること。

（ア）住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等記載のもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により指定された個人番号が記載されていないもの）

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

（イ）ふぐ処理従事証明書

（ウ）1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書

（エ）視覚若しくは精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前1月以内のもの）

（オ）履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び保健衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの内紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、平成28年1月4日（月曜日）から平成28年1月18日（月曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、平成28年1月18日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成28年3月25日（金曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健所等及び保健衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は保健衛生課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二森字垣添494-2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市小郡1681番地1 アンソレイエメゾンA104号
松葉 大地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市紫二丁目121番1及び121番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市紫一丁目27番5号
白石 良左衛門

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成27年12月11日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

久山町上山田土地区画整理組合

2 事業施行期間

（変更前）平成25年9月3日から平成28年3月31日まで

（変更後）平成25年9月3日から平成29年3月31日まで

3 施行地区

糟屋郡久山町大字山田の一部

4 事務所の所在地

糟屋郡久山町大字山田647番地2

5 設立認可の年月日

平成25年8月21日

6 変更認可の年月日

平成27年12月1日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月11日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ナフコツーワンスタイル旗崎店

(2) 所在地 久留米市御井旗崎五丁目864番9 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

出入口に関して、市道から店舗への乗入口を新設する場合は、事前に久留米市路政課に相談の上、市が示す基準に従い許可を受けてから施工を行うこと。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

市道から店舗への乗入口を新設し、従来の乗入口を閉鎖する場合は、従来の乗入口部分を通常の歩道部と同じ形状（マウンドアップ）に施工して原状復旧し、歩行者の通行の利便を確保すること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

久留米市では、平成16年4月に「ゴミ減量緊急宣言」を行い事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいるため、リサイクル可能なものは分別を徹底して積極的に資源化し、廃棄物の減量に努めること。

公安委員会**福岡県公安委員会規則第10号**

福岡県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年12月11日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会公文書管理規則（平成14年福岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 この規則において「歴史公文書」とは、歴史資料として重要な公文書をいう。

第3条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第2項第2号中「延長」の次に「、移管（福岡県立公文書館において保存すべきものとして選別した歴史公文書を福岡県知事に移管することをいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第5条第1項中「公安委員会における公文書の管理に関する事務の」を「文書管理者の事務を補佐する」に改め、同条第2項を削る。

第6条第1項第1号中「保有する」を「管理する」に改め、同項第3号中「あて」を「宛て」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第8条第1項中「保存期間」を「、保存期間」に改め、同条の次に次の1項を加える

。（歴史公文書の事前評価）

第8条の2 文書管理者は、公安委員会が作成した公文書について、できる限り早い時期に、第12条の2第1項の規定により歴史公文書として選別されることが見込まれるかどうかを評価し、公文書ファイル管理簿にその旨を入力するものとする。

第9条中「次の」を「別表の左欄に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める」に改め、同条各号を削る。

第10条第1項中「取得した日」の次に「（第6条第1項第3号に掲げる公文書にあっては、同号に規定する苦情、要望等の処理が終了した日）」を加える。

第11条第2項中「を延長する」を「の延長をする」に改める。

第12条の次に次の1項を加える。

（歴史公文書の選別及び移管）

第12条の2 文書管理者は、保存期間が満了した公文書（第11条の規定により保存期間を延長するものを除く。）について、別表の左欄に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める保存期間満了後の措置を基準として、福岡県立公文書館において保存すべき歴史公文書を選別するものとする。

2 文書管理者は、前項の規定により選別した歴史公文書について、福岡県立公文書館条例（平成24年福岡県条例第3号）第5条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認めるときは、その旨の意見を付すものとする。

3 文書管理者は、第1項の規定により選別した歴史公文書に歴史公文書の目録を添えて、移管をするものとする。

第13条第1項中「ついては」の次に「、第11条の規定により保存期間を延長するもの及び前条第1項の規定により歴史公文書として選別したものを除き」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該公文書に福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項に規定する非開示情報が記録されているときは、当該非開示情報が漏えいしないよう適切な措置を講じなければならない。

第13条の次に次の1項を加える。

(紛失、誤廃棄等への対応)

第13条の2 文書管理者は、公文書の紛失、誤廃棄その他公文書に関する事故が発生したときは、速やかに被害の拡大防止の措置を講じるとともに、公安委員会に報告しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条、第12条の2関係）

公文書	保存期間	保存期間満了後の措置
第6条第1項第1号に掲げるもの	30年	移管
第6条第1項第2号に掲げるもの	5年	移管
第6条第1項第3号に掲げるもの	3年	廃棄
第6条第1項第4号に掲げるもの	公安委員会が定める期間	移管（公安委員会の運営に係る公文書でその内容に重要性がないと認められるものにあつては、廃棄）

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。